

実 務 事 例

分類	給 与 手 当	作成年月日	平成20年8月
表題	同乗者の通勤届について		
内容	<p>① 事務処理内容 職員が体調を崩し、2～3ヶ月自分で運転ができなくなった。配偶者の車に同乗して通勤することになったがそこで通勤手当等について疑問が生じた。</p> <p>② 問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <p>③ 実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと） 学校人事課に確認を試みた。</p> <p style="padding-left: 2em;">○「通勤手当はどうなるのか？」</p> <p>「平成9年3月作成 熊本県教育庁学校人事課」P2～P3によると (4) 二人が夫婦であって、自動車の名義上の所有は夫となっているが、夫婦共有の財産である場合。 は、通勤手当は支給可能となっている。 しかし今回は、配偶者が現時点で手当対象者であるので支給不可。 専業主婦や父母等の手当が出ていない人の場合は支給可である。</p> <p style="padding-left: 2em;">○「職員は今まで通りの通勤経路だが、配偶者は職員所属校経由の通勤経路になるので、通勤届を提出し直すのか？」</p> <p>職員は、同乗になるので通勤形態が変わるため届を提出すること。 (通勤手当は0円になる。) 配偶者は、届裏面に青色で職員所属校経由の通勤経路を記入し、校長に届けておくこと。通勤形態に変更がないので、電算にあげる必要はない。</p>		
添付資料	なし		
感想	なし		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等